

**東社協福祉施設経営相談室だよりNo.110 平成26年10月10日**

**TEL03-3268-7170 本相談室へのご相談には下記あてメール  
[k\\_soudan@tcsw.tvac.or.jp](mailto:k_soudan@tcsw.tvac.or.jp) をご利用ください。**

改正消防法により新たな消防用設備等の設置が義務付けられ、これに伴い消防署から実態の調査が入ります。10月以降。保育所は調査対象外。(法人本部あてに送付しています。全2枚)

#### (1)用途変更

○**軽費老人ホーム**は、消防法施行令別表第1(6)項Ⅱでしたが、改正後は、要介護者用の居室の定員が全定員の半数以上に該当する場合は(6)Ⅰ口になります。

○**小規模多機能型居宅介護事業**を行う施設は、これまで(6)Ⅱ項Ⅱでしたが、改正後は、一月当たり5日以上施設に宿泊させるサービスの提供を行う場合は(6)Ⅰ口になります。

○今回の改正前から同じ名称で(6)Ⅰ口とⅡに分かれているものの内、老人デイサービスセンター、老人デイサービス事業を行う施設(宿泊を伴うものに限る)は一月当たり5日以上施設に宿泊させるサービスの提供を行う場合、(6)Ⅰ口になります。

○今回の改正前から同じ名称で(6)Ⅰ口とⅡに分かれているものの内、障害者支援施設、短期入所施設、共同生活援助事業施設は障害支援区分が4以上の人の入所が8割を超える場合、(6)Ⅰ口になります。

#### (2)(1)の用途変更及び設置基準改正に伴う消防用設備等の設置義務【経過措置期限:平成30年3月31日】

##### (その1) 自動火災報知設備((6)Ⅰ口は従前からすべて設置化)

・(5)Ⅰ口…これまで300㎡以上で設置⇒改正後はすべてに設置義務

・(6)Ⅰ口及びⅡ…これまで300㎡以上で設置 ⇒改正後はこれに加えて300㎡未満であっても利用者を入居させ又は宿泊させるものにも設置義務

##### (その2) 消防機関へ通報する火災報知設備【経過措置期限:平成30年3月31日】

・(6)Ⅰ口及び(6)Ⅰ口を含む建物…これまで押しボタンを押して起動等⇒改正後は自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動

##### (その3) スプリンクラー設備【経過措置期限:平成30年3月31日】

(6)Ⅰ口…これまで275㎡以上で設置⇒改正後は①面積に関わらず(6)Ⅰ口(1)、(3)はすべて設置。

②(6)Ⅰ口(2)、(4)、(5)は下記要件※に該当したら設置。※要件:障害支援区分が4以上で、「介助がなければ避難できない人」が全入所者の8割を超える場合。③要件非該当の場合は275㎡以上で設置。

#### (3)備考

これまで東京都や区市町村の補助によりスプリンクラー設備は多くの社会福祉施設で整備済と思われませんが、社会福祉施設の火災による死亡事故が少なくない状況にあり、東京消防庁から社会福祉施設に実態調査が行われる旨及び周知方の依頼が本会にありました。なお、(6)Ⅰ口又はⅡに掲げる防火対象物に対する所轄消防署の実態調査の際には、遡及事務の推進(今改正による設置義務に該当するか否か)以外の事柄に対する無用な影響の発生を避けるため、少人数の員数、私服とする等防火対象物(社会福祉施設)の地域における立場に配慮される模様です。東社協ホームページに経営相談室だよりNo.110関連資料として東京消防庁作成のパンフ及び適用、非適用チャート図を掲載しています(東社協⇒経営相談室⇒相談室だより)\*本だよりの内容は東京消防庁予防課に照会済。

社会福祉施設に係る防火対象物区分表（消防法施行令別表第1一部抜粋）27.4.1

消防法上の用途	具体的な用途
(6)項イ	病院、診療所又は助産所
(6)項ロ(1)	○軽費老人ホーム、有料老人ホーム（以上、要介護状態区分が3以上の人などが要介護者用の居室の定員を超えて施設の総員の半数以上入居している場合）、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設、その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの（一月当たり5日以上宿泊を行う老人デイサービスなど）。 ○特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、介護老人保健施設、老人短期入所施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設、老人短期入所事業を行う施設
(6)項ロ(2)	救護施設
(6)項ロ(3)	乳児院
(6)項ロ(4)	障害児入所施設
(6)項ロ(5)	障害者支援施設、短期入所を行う施設、共同生活援助を行う施設（障害支援区分が4以上で、「避難が困難な障害者等」が全入所者の8割を超える場合）
(6)項ハ(1)	軽費老人ホーム、有料老人ホーム（以上、(6)項ロ(1)に掲げるものを除く。）、老人デイサービスセンター、老人デイサービス事業を行う施設（以上、宿泊を伴わないものに限る。）、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（以上、(6)項ロ(1)に掲げるものを除く。）、老人福祉センター、老人介護支援センター、その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの（1月当たり4日以内の宿泊を行う老人デイサービスなど）
(6)項ハ(2)	更生施設
(6)項ハ(3)	助産施設、保育所、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、一時預かり事業を行う施設、家庭的保育事業を行う施設、その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの
(6)項ハ(4)	児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童発達支援を行う施設、放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）
(6)項ハ(5)	障害者支援施設、短期入所を行う施設、共同生活援助を行う施設（以上、(6)項ロ(5)に掲げるものを除く。）、身体障害者福祉センター、地域活動支援センター、福祉ホーム、生活介護を行う施設、自立訓練を行う施設、就労移行支援を行う施設、就労継続支援を行う施設

（編者注：共同住宅の一部を利用して小規模なグループホーム等の福祉施設を開設する場合、防火対象物全体として消防法施行令別表第一（16）項イに該当するため、新たに共同住宅部分についても消防用設備等の設置・改修が必要とされていたところですが、家具・調度等の可燃物、調理器具・暖房器具等の火気使用、入所者数等が他の一般住戸とほぼ同様の形状の福祉施設については、一定の構造要件を満たした場合に、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の感知器及び誘導灯の設置を一部要しないなどとする取扱いが示されました。また、従前の区分（6）項ロ及び（6）項ハが細分化され、(1)、(2)のように番号化されています。